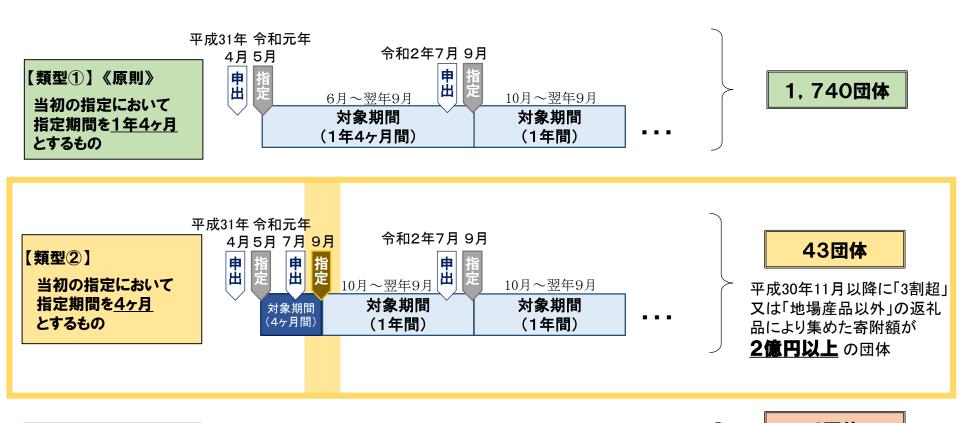
# ふるさと納税指定制度における 4ヶ月指定団体に係る 令和元年10月1日以降の指定等について

自治税務局

## 初年度(令和元年度)における指定の3類型と4ヶ月指定団体の再指定

指定制度の施行日(令和元年6月1日)以降にふるさと納税の対象となる地方団体を5月14日に指定し たが、【類型②】の4ヶ月指定団体の指定対象期間が9月末までであり、10月1日以降の指定について 判断する必要。



#### 【類型③】

当初指定をしないもの



申出 対象期間 (1年間)

4団体 泉佐野市 高野町 小山町 みやき町

平成30年11月以降に「3割超」 又は「地場産品以外」の返礼 品により集めた寄附額が 50億円以上の団体

※上記の他、申出書の提出がなかった東京都については、指定を行わない。

## 4ヶ月指定団体に係る再指定について

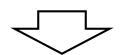
### 【再指定に係る申出状況】

○ 4ヶ月指定とした43団体の全てから、10月以降の指定に係る申出書類の提出有(7月末期限)。

### 【事務的な精査】

- 〇 8月以降、当該43団体に係る<u>今年度4月及び5月、また指定制度施行後の6月における</u>ふるさと 納税の募集の取組の実態について、申出書類及びヒアリングを通じて、可能な限り詳細に精査。
- その結果、いずれの団体も、<u>返礼品の見直しを完了</u>し、指定制度が施行された<u>6月1日以降においては、各指定基準に適合した募集を実施</u>しているものと判断。
- 〇 併せて、次の指定期間である10月以降における提供予定の返礼品についても、全て返礼割合 3割以下基準及び地場産品基準に適合した内容であることを確認。

#### 【地方財政審議会からの意見聴取】※本日



〇 <u>43団体の全て</u>について、<u>各指定基準に適合してふるさと納税の募集を行う地方団体として</u> <u>認められる</u>ことから、地方財政審議会での承認を前提に、<u>1年間(令和元年10月~令和2年9月)</u> <u>の指定を行う</u>こととしたい。

#### 《今後のスケジュール》

○ <u>9月中旬 指定・報道発表</u> ⇒ <u>指定の告示</u> ⇒ 10月1日 次期指定期間スタート

## 指定対象期間を4ヶ月(令和元年6月1日~9月30日)とする団体

- 〇 <u>昨年11月から本年3月までの間に、「返礼割合3割超」又は「地場産品以外」の返礼品を提供することにより、</u> **2**億円(※)を上回る額を集めた以下の**43**団体については、**指定対象期間を4ヶ月**とする。
  - ※申出書を提出した全団体の受入額の平均が<u>2億円強〔</u>不指定4団体除く〕、寄附金の募集を適正に行った団体の受入額の平均が<u>1億円強</u>であることを総合的に勘案
- 〇 指定制度の健全な運用をより確実なものとするため、これらの団体については、再度、本年7月に10月以降の1年間の指定 を受けるための申出をしてもらうこととし、新制度下における実際の取組状況等を踏まえ、指定継続の適否を改めて判断。

都道府県	市区町村
北海道	森町(48) 八雲町(26)
宮城県	多賀城市(9) 大崎市(2)
秋田県	横手市(4)
山形県	酒田市(6) 庄内町(3)
福島県	中島村(4)
茨城県	稲敷市(5) つくばみらい市(10)
新潟県	三条市(5)
長野県	小谷村(16)
岐阜県	美濃加茂市(2) 可児市(2) 富加町(5) 七宗町(20)
静岡県	焼津市(16)

都道府県	市区町村
大阪府	岸和田市(5) 貝塚市(4) 和泉市(7) 熊取町(30) 岬町(3)
和歌山県	湯浅町(11) 北山村(5)
岡山県	総社市(6)
高知県	奈半利町(5)
福岡県	直方市(14) 飯塚市(11) 行橋市(32) 中間市(4) 志免町(4) 赤村(6) 福智町(6) 上毛町(26)
佐賀県	唐津市(2) 武雄市(14) 小城市(11) 吉野ヶ里町(3) 上峰町(13) 有田町(6)
宮崎県	都農町(20)
鹿児島県	鹿児島市(5) 南さつま市(19)

注1:都道府県は該当団体なし

注2:()内の数字は、H30.11.1からH31.3.31までの間における寄附受入額のうち、返礼割合3割超又は地場産品以外の返礼品等に係る寄附受入額(億円)

# $\bigcirc$ 総 務 省 告 示 第

号

第 す 都 和 義 項 元 務 る 道  $\mathcal{O}$ 地 号 年 者 府 規 方 六 県、 が 定 及 た 税 だ 月 に U 同 法 第 日 L 市 基  $\equiv$ 町 づ 日 カン 昭 ک 村 き、 カン 百 5 和 5 + 令  $\mathcal{O}$ 又 和 告 は 令 兀 同 + 条 特 年 示 和 五 九 年 に  $\mathcal{O}$ 別 元 年 月 ょ 七 九 区 年 法 三 第 る を 月 総 律 + 三 改 指 務 第二 + 定 省 日 項 正 第 す ま 後 告 日 百二 で ま る  $\mathcal{O}$ 示 号 で 令 件 第  $\mathcal{O}$ + 間 + に  $\mathcal{O}$ 和 六 六 に 撂 間  $\mathcal{O}$ 元 号) 支 号 げ 年 に <del>\_\_\_</del> 出 支 部 る 総 第三 平 寄 出 務 L を 成三 た 附 省 次 L + 第 告 金 た  $\mathcal{O}$ 七 + を 第 示 ょ 条 号 第 う 1  $\mathcal{O}$ う。 寄 号 に 年 + 寄 附 六 改 総 第 号 金 以 附 正 務 第 に 省 下 金 L 項 告 0 同 及 条 令 じ 1 同 示 び 7 法 和 第  $\mathcal{O}$ 第 第 は 規 元 百  $\equiv$ 12 三 定 年 七 百 + な + + は 9 + お 1 七 月 九 兀 従 条 所 号 7 <del>\_\_\_</del> 条 日 前 滴 得 に  $\mathcal{O}$ 割 適  $\mathcal{O}$ 用 か  $\mathcal{O}$ 例 5 第 合 七 L  $\mathcal{O}$ に す 納 第 施 ょ 令 項 税 る 行

令 和 元 年 月 日

る。

総 務 大 臣 石 田 真 敏

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 を れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

を

付

L

た

部

分

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

12

改

8

る。

/++÷	ht/r	
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	[表 略] 「表 略] 「表 略] 「物元年十月一日から令和二年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及第二条 令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及第二条 (令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの期間に係る指定)	改 正 後
	[表 同上] 「表 同上] 「一日から同春の下欄に掲げる市町村とする。 「一日から同年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第第二条 今和元年六月一日から同年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第第二条 (令和元年六月一日から同年九月三十日までの期間に係る指定)	改正前

## $\bigcirc$ 令 和 元 年 総 務 省 告 示 第 + 六 号 改 正 後

令 和 元 年 六 月 日 カン 5 令 和 年 九 月三 + 日 ま で  $\mathcal{O}$ 期 間 に 係 る 指 定

第 条 令 和 元 年 六 月 日 か 5 令 和 年 九 月  $\equiv$ + 日 ま で  $\mathcal{O}$ 期 間 に 係 る法 第三十 七 条 の 二 第二項 及 び 第

百 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 七 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 総 務 大 臣 が 指 定 す る 都 道 府 県 は、 次 に 掲 げ る 道 府 県 とす る。

北 海 道 青 森 県 岩 手 県 宮 城 県 秋 田 県 Щ 形 県 福 島 県 茨 城 県 栃 木 県 群 馬 県 埼 玉 県

千 葉 県 神 奈 Ш 県 新 潟 県 富 Ш 県 石 Ш 県 福 井 県 Щ 梨 県 長 野 県 岐 阜 県 静 出 県 愛 知

県 島 県 三 重 Щ 県  $\Box$ 県 滋 徳 賀 島 県 県 京 香 都 |||府 県 大 愛 阪 媛 府 県 兵 庫 高 知 県 県 奈 良 福 県 出 県 和 佐 歌 賀 Ш 県 県 長 鳥 崎 取 県 県 熊 島 本 根 県 県 大 出 分 Ш 県 県 宮 広

崎 県 鹿 児 島 県 沖 縄 県

2 + は 兀 令 条 和 次  $\mathcal{O}$ 元 七 年  $\mathcal{O}$ 第二 表 六 月  $\mathcal{O}$ 上 項 欄  $\mathcal{O}$ 日 に 規 か 掲 定 5 げ に 令 る ょ 和 都道 ŋ 総 年 府 務 九 県 大 月三  $\mathcal{O}$ 臣 区 + が 域 指 日 内 定 ま す  $\mathcal{O}$ で 市 る  $\mathcal{O}$ 区 市 期 町 町 間 村 村 に  $\mathcal{O}$ 係 又 う は る 5 特 法 同 第三 别 表 区 +  $\mathcal{O}$ 以 下 七 条 欄 下 に  $\mathcal{O}$ 市 掲 第二 げ 区 る 町 市 村 項 区 及 町 لح び 村 第 1 とす う。

る。

		北海道	都道府県
紋別市	見沢市	札幌市	
士別市	網走市	函館市	
名寄市	留前市	小樽市	
三笠市	苫小牧市	旭 川 市	
根室市	稚内市	室蘭市	市区町
千歳市	美唄市	釧路市	村
滝川市	芦別市	帯広市	
砂川市	江別市	北見市	
歌志内市	赤平市	夕張市	
		岩	

差 町 町 ŋ 町 町 津 町 野 町 津 深 黒 別 増 Ш 南 共 町 新 Ш ŧ 町 毛 松 篠 陸 中 町 滝 町 中 比 町 幌 和 市 洞 別 上 上 津 札 瓮 頓 町 占 布 町 町 内 湖 町 冠 富 町 内 新 斜 别 町 妹 町 1 村 岩 背 7 里 小 村 奈 玉 良 村 町 町 浦 牛 野 だ 興 町 亚 愛 井 内 蘭 町 松 安 部 别 幌 カ 枝 町 和 町 江 町 更 越 前 市 別 亚 幸 寒 町 町 町 町 清 町 厚 町 町 苫 村 町 里 町 町 登 秩 泊 沢 音 上 釧 西 町 前 上 父 村 = 部 福 別 路 豊 別 興 砂 大 更 剣 |||む 町 セ 町 島 市 淵 町 樹 町 か 部 小 富 町 町 Ш 神 コ 町 町 わ 村 清 町 羽 町 町 恵 町  $\mathbb{Z}$ 恵 厚 士 町 幌 東 内 部 知 庭 水 雨 岸 幌 |||真 市 広 雄 町 礼 町 下 竜 村 町 内 由 狩 町 町 武 町 仁 尾 日 文  $\prod$ 町 町 積 伊 町 高 町 訓 町 初 町 町 村 奥. 浜 上 美 北 町 子 丹 Ш 尻 達 木 中 士 瑛 町 古 幕 大 府 利 别 美 竜 長 留 町 市 空 町 平 町 深 町 沼 内 别 幌 尻 村 町 寿 古 今 町 町 取 町 町 町 町 都 町 北 標 沼 平 広 町 置 遠 上 村 金 曹 町 島 茶 鹿 戸 利 别 音 富 栗 町 七 池 田 新 威 追 Ш 喜 町 浦 町 尻 町 良 町 市 田 飯 富 冠 子 野 町 茂 町 町 町 町 仁 せ 佐 た 弟 町 士 府 町 鷹 木 别 天 石 呂 塩 子 豊 新 壮 町 村 栖 月 町 町 な 狩 鹿 得 間 暼 中 屈 頃 浦 町 町 形 町 部 市 町 町 幌 中 富 町 町 河 町 町 余 京 町 猿 市 島 北 町 延  $\prod$ 良 東 極 斗 鶴 町 野 神 本 清 白 遠 払 町 浦 町 町 牧 長 老 居 别 水 様 軽 村 町 楽 村 万 市 臼 部 村 美 町 倶 町 町 似 町 町 幌 町 赤 当 町 幌 浜 加 南 # 知 寿 町 当 都 芽 別 白 足 厚 湧 町 頓 内 富 新 Ш 安 寄 室 真

町

良

麻

+

村

町

町

江

町

别

糠

え

别

					ı			I						
Ē	福島県			山形県			秋田県				宮城県	岩手県	青森県	
鏡石町 天栄村 下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町 北塩原村 西会津本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大店 名海オ村市 君山市 いずき市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 川西町 小匡町 白鷹町 飯豊町 三川町 遊佐町	田町 金山町 最上町 舟形町 真室川町 大	東根市 尾花沢市 南陽市 山辺町 中山町 河北町 西川町 朝日町 大江町	山形市 米沢市 鶴岡市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市	五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村 美郷町 羽後町 東成瀬村	北秋田市 にかほ市 仙北市 小坂町 上小阿仁村 藤里町 三種町 八峰町	秋田市 能代市 大館市 男鹿市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 潟上市 大仙市	村 色麻町 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町	町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡	栗原市 東松島市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 岩沼市 登米市	全ての市町村	全ての市町村	町 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

	ta				l											
	新潟県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県					茨城県				
市 燕市 糸魚川市 妙高市 五泉市 上越市 阿賀野市 佐渡市 魚沼市 南魚	新潟市 長岡市 柏崎市 新発田市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 村上	全ての市町村	全ての市区町村	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町	海村 大子町 美浦村 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 利根町	ら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東	市 鹿嶋市 潮来市 守谷市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 かすみがう	常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ケ崎市 下妻市 常総市	大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 新地町 飯舘村	村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町 広野町 楢葉町 富岡町 川内村	美里町 西郷村 泉崎村 矢吹町 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 石川町 玉川	磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 湯川村 柳津町 三島町 金山町 昭和村 会津

		I									1	ı	I	I	ı	
	岐阜県									長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県		
恵那市	岐阜市	野沢	北村	木曽町	根羽村	飯島町	代田町	曇野市	ケ根市	長野市	全ての	全ての	全ての	全ての	羽村	 沼 市
土岐市	大垣市	温泉村	池田町	木祖村	下條村	南箕輪	立科町	小海町	中野市	松本市	市町村	市町	市町	市町村	関川村	胎 内 市
各務原	高山市	信濃町	松川村	王滝村	売木村	村中川	青木村	川上村	大町市	上田市					栗島浦村	聖籠町
市山	多治	小川村	白馬村	大桑	天龍	村 宮	長和	南牧	飯山	岡谷					<b>作</b> 的	弥彦村
県市	見市	飯綱	坂城町	村木曽	村泰良	田村松	町下調	村南和	市茅殿	市飯田						田 上 町
瑞穂市	関市中	町業村	小布	曽町麻	阜村喬	松川町	諏訪町	相 木 村	野市塩	田市諏						阿賀
飛驒市	津川市		施町	績村	木村	高森町	富士見	北相木	尻市	訪市						町 出
本巣市	美濃市		高山村	生坂村	豊丘村	阿 南 町	町原村	村佐久	佐久市	須坂市						雲崎町
郡上市	瑞浪市		山ノ内	山形村	大鹿村	阿智	辰野	穂町	千曲市	小諸市						湯沢町
巾下呂市	市羽島		町木島	朝日村	上松町	村平谷	町箕輪	軽井沢町	東御市	伊那市						津南町
市 	市		平村	筑	南	村	町	御	安	駒						ĮIK

	海津市 岐南町 笠松町 養老町 垂井町 関ケ原町 神戸町 輪之内町 安八町
	揖斐川町 大野町 池田町 北方町 坂祝町 川辺町 八百津町 白川町 東白
	川村御嵩町 白川村
静岡県	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市
	磐田市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市
	御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町
	西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 吉田町 川根本町 森町
愛知県	全ての市町村
三重県	全ての市町
滋賀県	全ての市町
京都府	全ての市町村
大阪府	大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 守口市 枚方市 茨
	木市 八尾市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 松原市 大東市 箕面市 柏原
	市 羽曳野市 門真市 摂津市 高石市 藤井寺市 東大阪市 泉南市 四條畷市
	交野市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 田尻町 太子
	町 河南町 千早赤阪村
兵庫県	全ての市町

	 高 知	愛媛	香川	徳島	山口	広島			——— 岡 山	島 根	鳥取				— 和 歌	奈良
	県	県	県	県	県	県			県	県	県				山県	県
市 香南市 香美市 東洋町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村 本山町	高知市 室戸市 安芸市 南国市 土佐市 須崎市 宿毛市 土佐清水市 四万十	全ての市町	全ての市町	全ての市町村	全ての市町	全ての市町	庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町 吉備中央町	戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 和気町 早島町 里庄町 矢掛町 新	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 高梁市 新見市 備前市 瀬	全ての市町村	全ての市町村	町 古座川町 串本町	印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地	紀美野町 かつらぎ町 九度山町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市	全ての市町村

	1			ı	1	ı	1								ı	
鹿児島県			宮崎県	大分県	熊本県	長崎県		佐賀県						福岡県		
鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 日	川町 諸塚村 椎葉村 美郷町 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町	三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 西米良村 木城町 川南町 門	宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町	大町町 江北町 白石町 太良町	佐賀市 鳥栖市 多久市 伊万里市 鹿島市 嬉野市 神埼市 基山町 玄海町	添田町 糸田町 川崎町 大任町 苅田町 みやこ町 吉富町 築上町	小竹町 鞍手町 桂川町 筑前町 東峰村 大刀洗町 大木町 広川町 香春町	町 篠栗町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町	福津市 うきは市 宮若市 嘉麻市 朝倉市 みやま市 糸島市 那珂川市 宇美	市 豊前市 小郡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市	北九州市 福岡市 大牟田市 久留米市 田川市 柳川市 八女市 筑後市 大川	町 日高村 津野町 四万十町 大月町 三原村 黒潮町	大豊町 土佐町 大川村 いの町 仁淀川町 中土佐町 佐川町 越知町 梼原

沖縄県				
全ての市町村	龍郷町 喜界町 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町	南大隅町 肝付町 中種子町 南種子町 屋久島町 大和村 宇検村 瀬戸内町	姶良市 三島村 十島村 さつま町 長島町 湧水町 大崎町 東串良町 錦江町	置市 曽於市 霧島市 いちき串木野市 志布志市 奄美市 南九州市 伊佐市

( 令 和 元年 十月 日 か 5 令和 二年 九 月三十 日 ま で  $\mathcal{O}$ 期 間 に係 る指 定

第二条 令 和 元年十月一 日 から令和二年九月三十 日ま で  $\mathcal{O}$ 期間 に係る法第三十七条の二第二項及び第

の区域内の市町村のうち同表 の 下 欄に掲げる市町村とする。 三百十四条

の七第二項

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

規定により総務大臣が指定する市区

町村

は、

次の

表の上欄に掲げる道

府県

長野県	小谷村
岐阜県	美濃加茂市 可児市 富加町 七宗町
静岡県	焼津市
大阪府	岸和田市 具塚市 和泉市 熊取町 岬町
和歌山県	湯浅町 北山村
岡山県	総社市
高知県	奈半利町
福岡県	直方市 飯塚市 行橋市 中間市 志免町 赤村 福智町 上毛町
佐賀県	唐津市   武雄市   小城市   吉野ヶ里町   上峰町   有田町
宮崎県	都農町
鹿児島県	鹿児島市 南さつま市